

# 安全適正就業管理委員会からのお知らせ

## 1. 自転車のルールやマナーについて

道路改正法の改正に伴い、令和5年4月1日から、自転車を利用するすべての人のヘルメットの着用が努力義務となりました。

近年、自転車に関係する事故の割合が年々増加しております。自転車の事故であっても、必ず警察に通報しましょう。けが人が発生した場合には、救護の義務があります。

道路交通法の改正など、自転車利用に係る社会情勢も変化しております。自転車は車両です！ルールやマナーを守って、安全な自転車ライフを送りましょう。

### 千葉県自転車安全利用ルール

#### ○自転車に乗る前のルール

- ・自転車保険に入ろう
- ・点検整備をしよう
- ・反射器材を付けよう
- ・ヘルメットをかぶろう
- ・飲酒運転はやめよう



#### ○自転車に乗るときのルール

- ・車道の左側を走ろう
- ・歩いている人を優先しよう
- ・ながら運転はやめよう（傘差し、スマホなど）
- ・交差点では安全確認しよう
- ・夕方からライトをつけよう

## 2. 熱中症について

熱中症とは、体温を平熱に保つために汗をかき、体内の水分や塩分（ナトリウムなど）の減少や、血液の流れが滞るなどして体温が上昇して重要な臓器が高温にさらされたりすることにより発症します。

暑さ指数や熱中症アラート等を参考にしながら、自分の体調の変化に気を付けて行動するとともに、周囲に気を配り呼びかけあって熱中症対策をしましょう。

### 基本的な熱中症対策

- 規則正しい食生活をするとともに、こまめな水分補給をすること
- 適切な環境とそれに照らした行動変容に加え、暑さに備えた事前の体づくり
- 熱中症警戒アラート発表時は、特に気を付ける（熱中症の危険性が極めて高い暑熱環境になると予想される日の前日夕方または当日早朝に都道府県ごとに発表されます。発表された情報は、テレビ、防災無線、SNSを通じて発信されます。）



## 3. より良い就業を目指して

仕事の受注、継続は会員一人ひとりが責任を持つことが基本となり、シルバー人材センターの代表である意識を常に持ち、行動しましょう。

ごく一部の会員による不注意や心無い言動によって、多くの会員の仕事にも影響し、取り返しがつかない事態に発展しかねないと心得なければなりません。

会員一人ひとりが基本理念を理解し、基本的なマナー（身だしなみ、挨拶、言葉遣い、仕事に取り組む熱意等）を守ることが必要です。お客様から信頼されるシルバー人材センターを築き上げられるよう、会員皆様のより一層のご協力をお願いします。

